

## アルペン公認技術代表細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公認技術代表規程第11条に基づき、必要な事項を定める。

(受検資格)

第2条 受検資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 過去5年間、SAJ公認競技会において係長以上の業務に5大会以上携わった者で、A又はB級セッター(公認競技会でのセッター経験者)であること。
- (2) 過去5年間、国内主要A級、FISのFECの競技委員長を3大会以上経験した者。
- (3) 本連盟の公認資格取得者(SAJ公認コーチ、旗門審判員、ポイント計算員のうち1つ以上)で、AまたはB級セッター(公認競技会でのセッター経験者)であること。
- (4) 前号の(1)、(2)、(3)いずれかに該当する者で、加盟団体においてアルペン専門委員を複数年務め、競技会の技術指導に携わり、各加盟団体長及び本連盟より推薦された者であること。

(検定会)

第3条 検定会は、学科と実技(競技会運営)とし、学科試験に合格した後、本連盟が指定するFIS公認競技会で1大会以上の実務検定を行い本連盟にて総合的に合否の判定を行う。

(更新)

第4条 公認技術代表規程第7条における更新は、2年に一度の研修会受講を必須とする。FIS技術代表資格者は、FIS主催のTDアップデートセミナーへの参加をもって研修会受講に替えることができる。

(資格の停止)

第5条 公認技術代表規程第8条により、資格の停止を受けた者が活動を再開するためには、新たに技術代表候補訓練の課程を修了しなければならない。

(FIS・TD)

第6条 FIS・TDの受験資格者は、SAJ・TDの資格を有し、次の各号に掲げる事項を満たし、アルペン委員会の推薦を経て選考する。

- (1) アルペンスキー競技組織運営規則に関する知識があること
- (2) 大会組織運営の責任者または、SAJ・TDとして複数年の実績と経験を積んでいること。
- (3) 少なくともFIS公用語の一つ(英語推奨)に通じていること
- (4) 優秀なスキーヤーとしての資格者(選手経験者、コーチ経験者)であること。
- (5) 本連盟の行う教育・養成セミナーに参加し、研修した実績があること

(競技会における技術代表の資格、任務、権利等)

第7条 TDは、10,000円/稼働日にあたる謝金を公認大会実行委員会もしくは公認大会組織委員会より受ける権利がある。

その他、公認競技会における技術代表の資格、任務、権利等はアルペンTDマニュアルでも別途定める。

(変更)

第8条 この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成30年10月20日 改正

令和3年11月1日 改正